

令和３年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（ガンカモ類調査）に係る参加希望書類の募集要領

1 総則

令和３年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（ガンカモ類調査）に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

2 業務概要

（１）業務名

令和３年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（ガンカモ類調査）

（２）業務内容等

別添仕様書のとおり。

（３）履行期限

令和４年３月３０日

3 応募要件

（１）基本的要件

①予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

③環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

④別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

（２）業務実績に関する要件

別添仕様書（案）の添付資料２に掲げるサイトにおいて、ガンカモ類の生息状況等に関する調査体制を有していること。

4 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

この参加者確認公募募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式１による書面を提出すること。

（１）提出先

山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾５５９７－１

環境省自然環境局生物多様性センター 調査科

TEL：0555-72-6033 FAX：0555-72-6035

（２）提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール（biodic_webmaster+env.go.jp（+はアットマークに変更してください））により提出すること。

なお、FAX又は電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

（３）受付期限

令和３年１月２９日（金）１７時まで（持参の場合は１２時～１３時を除く。）

（４）回答

令和３年２月２日（火）１７時までに、下記のURLに掲載する。

<http://www.biodic.go.jp/chousa/order.html>

5 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 令和3年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（ガンカモ類調査）に係る参加希望書類（別添様式参照）
- ② 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
令和3年2月3日（水）17時
- ② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
4（1）に同じ。

(3) 書面による提出の場合

- ① 提出部数
7部
- ② 提出方法
持参又は郵送（提出期限必着）による。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
- ③ 提出場所
4（1）に同じ。

(4) 電子による提出の場合

- ① 提出方法
電子ファイル（PDF形式）により、電子メール※1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。
※1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）
※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- ② 提出場所
電子メールの場合：biodic_webmaster+env.go.jp（+はアットマークに変更してください）
DVD-ROM等の持参又は郵送の場合：4（1）に同じ。

(5) 提出に当たっての注意事項

- ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時まで（12時～13時は除く）とする。
- イ 郵送する場合は、封書の表に「令和3年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（ガンカモ類調査）」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった参加希望書類は、無効とする。
- ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- オ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- カ 参加希望書類は、環境省において、参加希望書類の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、契約相手になった者が提出した参加希望書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る参加希望書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

7 参加希望書類の審査

- (1) 環境省において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して令和3年2月5日（金）までに通知する。
- (2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせすることがあるので、参加希望書類提出後、(1)の通知期限までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たさないと判定することがある。
- (3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかいない場合にあつては、当該応募者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあつては、一般競争入札の手続きに移行することとする。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
4(1)に同じ。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が3に定める応募要件を満たすと認められ、一般競争入札の手続きに移行した場合には、開札時まで当該資格の認定を受ける必要がある。
- (4) 契約締結日までに令和3年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降となる。
また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

質問書

業 務 名	令和 3 年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（ガンカモ類調査）
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名：氏 名：
担当者連絡先	TEL：FAX：
	E-m a i l：
質 問 事 項	

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、参加希望書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(別添様式)

令和 年 月 日

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名

令和３年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（ガンカモ類調査）に係る
参加希望書類の提出について

標記の業務について、当社において実施することを希望します。
応募要件を満たしていることを、添付資料のとおり証明します。
なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- (１) 業務実績に関する要件 (様式任意及び契約書写し)
- ・別添仕様書（案）の添付資料２に掲げるサイトにおいて、ガンカモ類の生息状況等に関する調査体制を有していること。
- (８) 会社概要等 (様式任意)

(担当者等)

所属部署：

責任者名：

担当者名：

TEL/FAX：

E-mail：

(別添)

令和3年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（ガンカモ類調査）
に係る仕様書（案）

1. 件名

令和3年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（ガンカモ類調査）

2. 業務の目的

生物多様性国家戦略に基づき平成15年度に開始された重要生態系監視地域モニタリング推進事業は、我が国の代表的な生態系の状態を長期的かつ定量的にモニタリングすることにより、種の増減、種組成をはじめとした生態系の変化等を検出し、適切な生物多様性保全施策に資することを目的としている。

本業務では、陸水域生態系（一部海域を含む）について、指標となる生態系を構成する要素であるガンカモ類に関する調査を全国の調査サイトにおいて実施し、生物多様性及び生態系機能の状態を把握することを目的とする。

3. 業務の内容

（1）業務実施計画書の作成

請負者は、業務実施前に業務実施計画書（案）を作成し、業務の進め方について環境省自然環境局生物多様性センター担当官（以下「環境省担当官」という。）と打合せを行い、業務実施計画書を確定する。なお、打合せ終了後1週間以内に打合せ概要をとりまとめ、環境省担当官宛に送付し、環境省担当官の承認を得て確定すること。打合せはウェブ会議システムでの実施も可とする。

（2）検討会の開催

ガンカモ類又はその生息地の生態系に詳しい学識経験者等7名を委員とした検討会を業務の実施期間中に1回開催し、本業務の調査結果等について検討する。なお、委員は添付資料1に示す者とする。また、委員が欠席した場合には、当該委員へのヒアリングを行い、ヒアリング後には速やかに記録簿を作成した上で、環境省担当官に報告する。検討会の実施に際しては、謝金を委員1人に対して1回あたり17,700円程度支給すること。また、ウェブ会議システムでの実施も可とする。

請負者は、検討会の庶務を担うとともに、事務局として検討会に出席する。また、請負者は検討会の資料を作成し、環境省担当官と調整した上で、事前に委員に送付する。検討会の終了後には、環境省担当官の指示する手順に従い、議事録（議事の経過と各出席者の発言趣旨が把握できるもの）及び議事概要（議事の要点を簡潔にまとめたもの）の案を速やかに作成し、委員への確認を行った上で、確定する。

（3）現地調査の実施

ガンカモ類の飛来数等について、春期、秋期及び冬期にそれぞれ実施する。環境省

担当官と調整の上、添付資料 2 に掲げる 83 箇所の調査サイトのうち、令和 3 年春期（4～5 月）は 25 箇所程度、秋期は 65 箇所程度、冬期は 45 箇所程度、令和 4 年春期（2～3 月上旬）は 30 箇所程度で調査を実施すること。なお、調査の実施に際しては、外部協力者に調査を依頼することを妨げない。調査手法の詳細については、調査マニュアルのとおりとする。

（ガンカモ類調査マニュアル）

http://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/waterfowl_manual2.pdf

なお、調査マニュアルで定める目視調査が困難なサイト等で、ドローンを用いた調査を行うことが効率的と考えられるサイトでの調査実施にあたっては、ドローン 1 機を貸与することが可能であるため、必要に応じて環境省担当官に申請すること。ただし、ドローンの使用にあたっては、関係法令を遵守するとともに、適切な操作を行える者が携わること。

（4）調査結果の収集・集計・解析

（3）において実施した調査について、以下の作業を行う。

① 令和 4 年 3 月上旬までに調査結果（数値、写真等）を収集し、速やかに論理チェック（空欄、誤記等のエラーチェック）及び生物学的チェック（誤同定、誤報告等のエラーチェック）を行う。

② ①のチェック終了後の調査結果は電子化し、データファイルを作成する。その際に、平成 16 年から令和 4 年 3 月上旬までの春期、秋期、冬期のサイト別・種別の最大個体数について、当該個体数が確認された調査日を併記して、データファイルに含める。

なお、データファイルの形式に係る詳細については、環境省担当官の指示に従うこと。

③ 令和 2 年秋期から令和 3 年春期までの調査結果について集計を行い、経年変化、地域間の比較及び当該期間の特徴等について解析する。なお、解析の方法に係る詳細については、環境省担当官の指示に従うこと。

調査結果のうち、写真や地図等、著作物性のあるものについては、調査者と使用許諾又は著作権の移転の手続きを行うこと。

また、各調査サイトにおいて自然環境保全上緊急性が高い、あるいはトピック性の高い事象が観察された場合には、速やかに環境省担当官に報告するものとする。

（5）ドローンを用いたガンカモ類調査マニュアル素案の作成

過年度業務で検討した方針に基づき、ドローンを用いたガンカモ類調査マニュアルの素案を作成する（15 ページ程度）。また、素案の作成にあたっては、既にガンカモ調査でドローンが利用されている 6 サイト程度に対し、合同ヒアリングを 1 回実施し、課題を聞き取ること。なお、合同ヒアリングはウェブ会議システムでの実施も可とする。

（6）広報用資料の作成

本業務における調査・解析・考察の結果の概要等を広く一般に周知するため、(4)で得られた令和2年秋期から令和3年春期までの集計結果や種の変動状況等、一般の方にとって関心の高いと思われるトピックを取り上げた広報用資料を、環境省担当官と調整の上で1回以上作成する。なお、本資料については、電子版(PDF)のみ作成するものとする。

(7) 市民調査の普及啓発

市民調査員における全国的な調査を普及啓発するための講習会を1回開催する。講習会では、モニタリングサイト1000や自然環境保全基礎調査などの全国調査や、「いきものログ」等の説明を行い、併せてガンカモ類調査のマニュアルに基づいた講習を実施する。講習会はウェブ会議システムでの実施も可とする。

(8) 調査員育成のためのコンテンツの検討

調査員の調査能力向上を目的として、効果的なコンテンツの作成方針を検討する。全国の調査員が利用できるよう、コンテンツはウェブを使用したものを含むこと。また、方針検討のため、ドローンでの識別が困難なカモ類の多いサイト等で、カウントが困難な地域を対象として、3サイト程度にヒアリングを実施すること。

(9) 報告書の作成

ア 調査報告書

(4)③の結果を踏まえ、環境省担当官との調整の上、令和2年秋期から令和3年春期までの調査結果をとりまとめ、調査報告書を作成する。作成した調査報告書は、各調査サイトの調査協力者63名及び(2)の検討委員7名に配布すること。

イ 業務報告書

(1)から(8)までの実施結果をとりまとめ、業務報告書を作成する。

4. 業務実施期間

契約の締結日から令和4年3月30日まで

5. 成果物

請負者は、上記業務内容を取りまとめ、以下に定めるとおり提出するものとする。

a 3. (8)アで作成した調査報告書(A4版、70頁程度。冊子体※1) 85部

b 3. (8)イで作成した業務報告書(A4版、100頁程度) 4部

c 以下の電子データを保存した電子媒体(DVD-R) 2式

c-1 上記a~bの電子版

c-2 3. (4)②で作成したデータファイル

c-3 3. (5)で作成したマニュアル素案のデータ

c-4 3. (6)で作成した広報用資料のデータ

c-5 生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムのメタデータ(※3)及びエディタデータ

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別紙によること。なお、後述する「情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制に係る書面」及び「資材確認票」についても併せて納めること。

提出場所 環境省自然環境局生物多様性センター

※1 報告書（冊子体）の作成要領

- （1）「表紙・背表紙・裏表紙・奥付」の様式は、環境省担当官が提供する電子ファイルに基づくこと。
- （2）「目次」の前に「要約」（1000 字程度）を挿入すること。「要約」には英文の対訳を付記すること。英文の作成は別紙 1. に示す要領によること。
- （3）文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。
- （4）別紙 2. に示す「PDF ファイル」を版下とし、そのまま出力・製本したものを報告書（冊子体）とすること。
- （5）製本方法はくるみ製本とし、表紙（背表紙・裏表紙含む）の用紙は、「レザック 66・175kg」を使用すること。

※2 メタデータは、環境省担当官から提供するツールを用いて作成すること。

6. 著作権等の扱い

- （1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- （2）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。
- （3）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- （4）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- （5）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- （6）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- （1）請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL :<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(3) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館及び下記ホームページにおいて閲覧可能である。

<http://www.biodic.go.jp/monil000/findings/reports/index.html>

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL :<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「 “ ” 」→「" "」、「`」「'」→「'」、「—」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (C02)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）

・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。
<http://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

検討委員（敬称略）

金井 裕 （日本野鳥の会）

神谷 要 （中海水鳥国際交流基金財団）

呉地 正行 （日本雁を保護する会）

小西 敢 （クッチャロ湖水鳥観察館）

嶋田 哲郎 （宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団）

須川 恒 （龍谷大学）

森口 紗千子 （日本獣医生命科学大学）

調査サイト一覧

	調査サイト名	都道府県
1	大沼	北海道
2	ポロ沼	北海道
3	猿骨沼	北海道
4	クッチャロ湖	北海道
5	ペンケ沼	北海道
6	兜沼	北海道
7	旧天塩川	北海道
8	コムケ湖	北海道
9	シブノツナイ湖	北海道
10	能取湖	北海道
11	濤沸湖	北海道
12	野付湾	北海道
13	風蓮湖・温根沼	北海道
14	琵琶瀬湾	北海道
15	厚岸湖	北海道
16	シラルトロ湖	北海道
17	赤沼	北海道
18	塘路湖	北海道
19	達古武沼	北海道
20	湧洞沼	北海道
21	長節沼	北海道
22	生花苗沼	北海道
23	育素多沼	北海道
24	三日月沼	北海道
25	池田キモントウ	北海道
26	長都沼	北海道
27	宮島沼	北海道
28	袋池沼	北海道
29	手形沼	北海道
30	三角沼	北海道
31	浦臼沼	北海道
32	浦臼新沼	北海道
33	茶志内沼	北海道
34	ウトナイ湖	北海道
35	弁天沼	北海道
36	函館湾	北海道
37	幌岡大沼	北海道
38	下北半島沿岸北部	青森県
39	小川原湖	青森県
40	尾駁沼	青森県
41	陸奥湾北部	青森県
42	陸奥湾南部	青森県

	調査サイト名	都道府県
43	廻堰大溜池	青森県
44	狄ヶ館溜池	青森県
45	砂沢溜池	青森県
46	南三陸海岸	宮城県
47	蒲生海岸	宮城県
48	蕪栗沼	宮城県
49	伊豆沼・内沼	宮城県
50	長沼	宮城県
51	化女沼	宮城県
52	鳴瀬川流域	宮城県
53	小友沼	秋田県
54	八郎潟	秋田県
55	角助堤	秋田県
56	最上川河口	山形県
57	上池・下池	山形県
58	霞ヶ浦	茨城県
59	北浦	茨城県
60	溜沼	茨城県
61	菅生沼	茨城県
62	小櫃川河口	千葉県
63	三番瀬	千葉県・東京都
64	葛西臨海公園	東京都
65	朝日池	新潟県
66	鶉の池	新潟県
67	福島潟	新潟県
68	瓢湖	新潟県
69	鳥屋野潟	新潟県
70	佐潟	新潟県
71	邑知潟	石川県
72	河北潟	石川県
73	片野鴨池	石川県
74	九頭竜川河口周辺	福井県
75	大堤	福井県
76	琵琶湖	滋賀県
77	西池	滋賀県
78	中海	鳥取県
79	宍道湖（斐伊川河口）	島根県
80	きらら浜・土路石川河口	山口県
81	小野湖	山口県
82	松岡敷戸の溜池群	大分県
83	有明海・八代海周辺	長崎県・佐賀県・福岡県・熊本県・鹿児島県